

「ヘルパーステーションありす」重要事項説明書

2025年4月1日版

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(広島県指定 第3472100456号)

当事業所は契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	5
8. 業務継続計画の策定	6
9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置	6
10. 虐待の防止	6
11. その他	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 東城有栖会
(2) 法人所在地 広島県庄原市東城町川西947番地の2
(3) 電話番号 08477-2-2215
(4) 代表者氏名 理事長 高原 淳尚
(5) 設立年月 昭和47年5月2日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成20年4月1日指定
広島県3472100456号

※当事業所は風の街みやびら特別養護老人ホームに併設されています。

- (2) 事業の目的 高齢者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活が営むことができるよう支援する事を目的として、自宅において身体介護、生活援助などの訪問介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 ヘルパーステーションありす
- (4) 事業所の所在地 広島県庄原市東城町川西1332番地5
- (5) 電話番号 08477-2-3745
- (6) 管理者氏名 在宅係長 木下 菜保子
- (7) 当事業所の運営方針
- 【人権の尊重】
その人が何を求め、どんな生き方を望んでおられるかを受け止めます。
 - 【サービスの質の向上】
ニーズを的確に捉え、多種多様で連携のとれた而も継続的な専門性のあるサービスを提供します。
 - 【地域福祉の拠点】
地域に信頼され、総合福祉の拠点となるよう努めます。
 - 【人材育成】
創造性豊かな人材が育っていくよう資格取得を促進するなど、職員一人ひとりの成長を支援します。
 - 【法令遵守】
守秘義務及び個人情報の保護に努め、必要な情報は開示して、継続性のある法人の健全経営を図ります。
- (8) 開設年月 平成20年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 庄原市東城町町全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日から土曜日		
受付時間	毎日	8時30分～17時30分	
サービス提供時間帯	毎日	8時30分～17時30分	

4. 職員の体制

当事業所では、契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1		1	1名	管理者

2. サービス提供責任者 ※兼訪問介護員	2		2	2名	計画作成担当者
3. 訪問介護員	3	2	4.4	一名	訪問介護員
(1)介護福祉士	3	2	4.4		
(2)看護師					
(3)介護職員初任者研修（ヘルパー2級）課程修了者					

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者のご家庭を訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 身体介護

食事・入浴・排泄等の介護を行います。

② 生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

〈サービス利用料金〉 ※別紙参照

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が契約者の負担となります。

② その他のサービス

契約者と事業者の協議の上、追加されるサービス提供については、実費をご負担頂きます。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、通常の実施地域を越えた地点から距離1km当たり 30 円をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法(契約書第9条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア、窓口及び訪問介護員への現金支払い
イ、下記指定口座への振り込み
広島銀行 東城支店 普通預金 3019912
郵便振替 01300-1-95625
ウ、金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関:広島銀行、庄原農業協同組合

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第10条参照)

- 利用予定日の前に、契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をいただく場合が有ります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替(契約書第6条参照)

① 契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項(契約書第7条参照)

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者

に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更(契約書第11条参照)

サービス利用当日に、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為(契約書第16条参照)

訪問介護員は、契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ 契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) サービス実施の記録について

① サービス実施記録の確認

サービス提供毎に実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、利用者によるその内容の確認を頂きます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出下さい。サービス提供の記録はサービス提供日より2年間保存します。

② 記録の管理、開示について

関係法令に基づきサービス提供の記録等を適切に管理し、契約者の求めに応じその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、契約者負担となります。)

7. 苦情解決の受付について(契約書第29条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) [職名] 在宅課長 松永 浩樹

受付時間 毎週日曜日～土曜日 8:30～17:30

○第三者委員 吉本 一徳 電話番号 08447-4-0268

(2) 行政機関その他苦情受付機関

庄原市役所東城支所 市民生活室 保健福祉係	所在地 広島県庄原市東城町川東1175 電話番号 08477-2-5131 ・FAX 08477-2-5001 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19-49 国保会館 電話番号 082-554-0783 ・FAX 082-511-9126 受付時間 8:00～17:15
広島県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419 ・FAX 082-569-6161 受付時間 8:00～17:00

(3) 第三者による評価の実施状況 第三者による評価

実施状況 なし

8 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する訪問介護事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、訪問介護員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し

て行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図ります。

- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 訪問介護員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。
- (5) 必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。

11 その他

- (1) 事業者は、契約書の第19条本文の場合に備えて、賠償保険に加入しています。
- (2) 事業者は、弁護士法人ALG&Associatesと顧問契約を締結しています。
- (3) 事業者は、提供する訪問介護サービスに関して、利用者に対する背信行為等不適切な業務が認められた場合には、弁護士法人ALG&Associatesの監督のもと適正な措置を講じるよう努めます。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ヘルパーステーションありす

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 広島県庄原市東城町_____

氏 名 _____ 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(契約者との関係) _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 木造 平屋建(本部棟、厨房棟のみ一部2階建)

(2) 建物の延べ床面積 4,952.31㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]	風の街みやびら特別養護老人ホーム	定員70名
[短期入所生活介護]	風の街みやびらショートステイ	定員26名
[地域密着型通所介護]	デイサービスさくら	定員15名
[地域密着型認知症対応型通所介護]	デイサービスえがお	定員12名
[訪問介護]	ヘルパーステーションありす	
[居宅介護支援]	東寿園居宅介護支援事業所	

(4) 施設の周辺環境

国道314号線沿いに位置し、バス停もあり交通の便はよい。

風の街みやびら (特養・ショート・デイサービス・託見所・ヘルパー・居宅・ありす相談) 20250401 版

苦情解決及び事故対応の概要

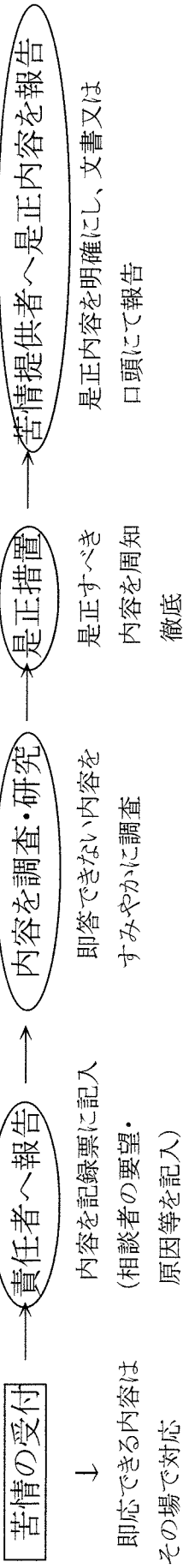
苦情相談窓口

住 所 庄原市東城町川西947番地の2

TEL 08477-2-2215 FAX 08477-2-5758

責任者 管理者 高原淳尚 受付者 施設課長 高柴英典 在宅課長 松永浩樹
看護課長 吉川智春 地域支援課長 水永芳香

苦情・事故処理体制及び手順



事故が発生している場合

①利用者への対応
可能な限りの応急処置
(すみややかな責任者への報告
他の職員との協力による最善の処置
医療機関等との連携による応急処置)

②利用者家族への連絡
すみややかに事実を伝える
(事故発生状況を慎重かつ誠実に説明
不明確な状況は後日必ず連絡)

③事故状況の把握
正確な把握と事故報告書への記載
(事故報告書によるすみややかな報告)

④関係機関への届出
事故の程度・状況に応じて保険者、居宅介護
支援事業所等関係機関への連絡
(事故状況資料・契約関係資料の準備)

⑤利用者家族への対応
事故原因等の明確な調査と適切な対応
(保険会社等と相談し、法律に基づいた
責任及び責任割合の判断)

⑥施設責任の判断
明確な責任の所在
(利用者側の主張を確認と
心情への十分な配慮)

ヘルパーステーションありす (訪問介護)料金表		2024年 4月	単位	加算を加えた支 払い合計額¥	
				1割	2割
基本報酬	身体介護 20分未満	163		219	438
	身体介護 20分～30分未満	244		328	656
	身体介護 30分～1時間未満	387	回	521	1,042
	身体介護 1時間以上	567		763	1,526
	30分を増すごとに	82		110	220
	生活援助 20分～45分未満	179		241	482
	生活援助 45分～	220	回	296	592
	身体介護に続く生活援助20分未満	0			0
	身体介護に続く生活援助20分以上	65		87	174
	身体介護に続く生活援助45分以上	130		175	350
	身体介護に続く生活援助70分以上	195	回	262	524
	加算	特定事業所加算Ⅱ	10.0%		
介護職員処遇改善加算Ⅰ		24.5%			
中山間地域等における小規模事業所 加算		10.0%			
2人に訪問介護員等による場合		200%			
初回加算		200	回		

ヘルパーステーションありす (介護予防・生活援助訪問)料金表		2024年 4月	単位	加算を加えた支 払い合計額¥	
				1割	2割
介護予防 訪問	訪問型サービス費Ⅰ	1,176		1,583	3,166
	訪問型サービス費Ⅱ	2,349		3,162	6,324
	訪問型サービス費Ⅲ	3,727	月	5,018	10,036
生活援助 訪問	訪問型サービス費Ⅰ	941		1,267	2,534
	訪問型サービス費Ⅱ	1,880		2,531	5,062
	訪問型サービス費Ⅲ	2,982	月	4,015	8,030
加算	特定事業所加算Ⅱ	10.0%			
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	24.5%			
	中山間地域等における小規模事業所 加算	10.0%			
	2人に訪問介護員等による場合	200%			
	初回加算	200	回		

高齢者虐待防止措置費用未実施減算 -1%
業務継続計画未実施減算 -1%

※一定以上の所得のある方は介護保険請求額が2割/3割負担となります。